

重要事項説明書

地域密着型 通所介護・介護予防通所介護相当サービス
「機能訓練特化型デイサービス ゴールデンステージ」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高崎市指定 第 1090201219 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要支援・要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	1 頁
2. 事業所の概要	1 頁
3. 事業実施地域及び営業時間	2 頁
4. 職員の配置状況	2 頁
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3 頁
6. 苦情の受付について	6 頁

1. 事業者

- (1) 法人名 エルダープライド合同会社
- (2) 法人所在地 群馬県高崎市高関町216-7
- (3) 電話番号 080 4143 4665
- (4) 代表者氏名 代表社員 萩原淳史
- (5) 設立年月 平成30年9月13日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所（令和2年2月1日指定）
- (2) 事業所の目的 デイサービス事業は、要介護状態等となった場合でも、利用が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
当事業所は介護保険の指定を受けています。
(高崎市指定 第1090201219号)
- (3) 事業所名 機能訓練特化型デイサービス ゴールデンステージ
- (4) 事業所所在地 群馬県高崎市中居町2-3-12 第3さくらハイツ1階西号室
- (5) 電話番号 027-329-5664
- (6) 事業所長 (管理者) 氏名 萩原淳史
- (7) 事業運営方針 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。また、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (8) 開設年月 令和2年2月1日
- (9) 利用定員 10人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業実施地域 群馬県高崎市 市内
※但し、倉淵町・榛名町・箕郷町は除きます。

- (2) 営業日 月～金曜日（祝祭日は営業 但し夏期休暇・年末年始休暇が有り）
- (3) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (4) サービス提供 1部 午前9時～午後12時15分
2部 午後1時30分～午後4時45分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<各職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

事業所長（管理者）	1名
生活相談員（管理者兼務）	1名
介護職員（非常勤専従）	2名
看護職員（機能訓練指導員兼務）	2名
機能訓練指導員（看護師・柔整師）	3名

※ 令和6年6月1日 現在

<主な職種の勤務体制>

生活相談員	8：30～17：30
介護職員1	8：30～17：30
介護職員2	8：30～16：45
看護職員	9：00～16：45（左記時間帯中で2時間以上）
機能訓練指導員	9：00～16：45（左記時間帯中で3時間以上）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、「利用料金が介護保険から給付されない場合」「利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合」があります。

「利用料金が介護保険から給付される場合」のサービス（契約書第4条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

(1) 専用のマシンを使った機能訓練

専用マシンを使い、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(2) 利用者個々の状態に応じた運動メニュー、脳トレメニューを用いた機能訓練

ご契約者の心身等の状況に応じて、2,000種類の運動メニューから最適なものを選び、また認知機能維持のためのツールを使い、個別にサポートします。

(3) 機能訓練終了後のリラクゼーション

足湯とフットマッサージにより運動後の疲れを癒すと共に、血行の促進を図ります。

(4) 生活等に関する相談及び助言

ご契約者と家族の相談に応じて、安心感をもって生活できるようにサービス提供を通して支援します。ご契約者個々のニーズ、心身の状態、家庭の問題を踏まえて、支援の計画を企画、立案、実行します。

ケアマネージャーなどの外部の関連機関との連絡、調整も行います。

ケアプランに基づいたケアを実施しながら、その内容について変更が必要と思われるとき、または新たなニーズに気が付いたときはケアマネージャーと連携してケアプランの変更を図ります。

(5) 健康状態の確認

毎回のご来場時に体温、脈拍、血圧等を測定し、継続的に管理していくことで、健康状態の確認ができます。必要に応じて適切な処置を施します。

(6) 事業所への送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外（※走行距 片道 10km 以上）からご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。 ※片道 10km 以上から 1km につき 50 円の追加料金をご負担頂きます。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第8条）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

（下記のサービスの利用料金は、ご契約者の要支援・要介護度に応じて異なります。）

※提供するサービスの第三者評価は実施していません。令和4年1月4日現在

◆ 介護予防通所介護費 ◆ 1ヶ月につき

介護度	単位	6級地掛率	総額	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	1,798	10.27	¥18,466	¥1,847	¥3,693	¥5,5397
要支援2	3,621	10.27	¥37,188	¥3,719	¥7,438	¥11,157

◎通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ（160単位/月）

◎科学的介護推進体制加算（40単位/月）

◆ 地域密着型通所介護費 ◆ 時間区分3～4時間 1回につき

介護度	単位	6級地掛率	総額	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	416	10.27	¥4,273	¥428	¥855	¥1,283
要介護2	478	10.27	¥4,909	¥491	¥982	¥1,473
要介護3	540	10.27	¥5,546	¥555	¥1,110	¥1,664
要介護4	600	10.27	¥6,162	¥617	¥1,233	¥1,849
要介護5	663	10.27	¥6,809	¥681	¥1,362	¥2,043

◎個別機能訓練加算Ⅰイ（56単位/回）

◎個別機能訓練加算Ⅰロ（76単位/回）

◎個別機能訓練加算Ⅱ（20単位/月）

◎口腔機能向上加算Ⅱ（160単位/回）※月2回

◎科学的介護推進体制加算（40単位/月）

◆ 共通加算 ◆

介護職員等処遇改善加算Ⅱ…1ヶ月の総額に対して9.0%を上乗せさせていただきます。
地域区分…高崎市が6級地に該当するため、1単位＝10.27円とさせていただきます。

★ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

★介護保険給付額に変更があった場合、その額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※上記介護費は2024年4月の介護報酬改定に伴い変更した料金を表示しています。

★介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第8条、第9条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- (1) ご契約者に提供する茶菓子の費用… 料金（1回あたり100円）
- (2) ご契約者のご希望による認知機能維持の為の教材や、これに類するものに掛かる実費
- (3) 複写物の交付… ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます（1枚につき10円）。
- (4) 日常生活上必要となる諸費用実費… 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものに掛かる費用。
(例：プロテイン飲料1本200円)
- (5) 前項の利用料金の表示額は全て税別単価です。ご請求額は単価に税率を乗じた金額となります。

★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をお知らせします。

〈利用料金のお支払い方法〉（契約書第8条）

前記の料金・費用は、月末締めで、翌月の10日までに請求書を発行し、利用時に手渡しするか、ご自宅に郵送させていただきます。10日から24日の期間内にお支払い下さい。

※お支払方法

- ①送迎時に手渡し → 施設にて確認後、領収書を発行し送迎時に手渡す
- ②銀行振り込み → 確認後領収書を発行し、ご家族に送付する

【振り込み先】

みずほ銀行 高崎支店 普通3021623 エルダークラウド合同会社

(手数料はお客様ご負担になりますのでご了承ください。)

〈利用の中止、変更、追加〉（契約書第9条、第10条）

ご契約者の申し出により、通所介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービスの実施日の前日午後5時までに事業者へ申し出て下さい。また、利用予定日の当日午前8時までに連絡がなかった場合の利用中止は、料金の全額をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の正当な事由がある場合はこの限りではありません。 サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事

業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示させて頂き、協議するものとします。

6. 苦情の受付について（契約書第12条）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）生活相談員 萩原淳史

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

（2）行政機関の苦情受付

高崎市役所 介護保険担当課

電話番号 027-321-1111 受付時間 8：30～17：15

群馬県国民健康保険団体連合会

電話番号 027-290-1319 受付時間 8：30～17：15

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

機能訓練特化型デイサービス ゴールデンステージ

説明者職名 管理者兼生活相談員 氏名 萩原淳史 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

代理人住所 _____ 氏名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、「厚生省令34号(平成18年3月14日)第3条の7」の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。